

社会福祉法人うるま市社会福祉協議会 会 員 規 程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 32 条の規定に基づき、会員に関する事項並びに定款第 1 条及び第 2 条の事業推進に必要な財源に充てるため、会費に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 会員とは、本会の趣旨に賛同して会費を納付した者をいう。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 戸別会員(各世帯)
- (2) 賛助会員(役員、評議員、民生委員、学識経験者及びその他の個人等)
- (3) 団体会員(社会福祉関係機関、団体、施設等)
- (4) 特別会員(篤志家、事業所、会社等)

(会員証の交付)

第 4 条 会長は、会員に会員証を交付しなければならない。

(会員への報告等)

第 5 条 本会は会員に対して、次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の報告。
- (2) 本会の発行する機関紙、パンフレット及びチラシ等の配布。
- (3) 本会の発行する社会福祉関係資料及びその他の資料の配布。
- (4) 本会の実施する各種調査の結果報告。
- (5) 本会の実施する大会、講習会、研修会等への参加案内。

(会費)

第 6 条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 戸別会員 500 円/世帯
- (2) 賛助会員 1,000 円/1 口
- (3) 団体会員 5,000 円/1 口
- (4) 特別会員 5,000 円/1 口

2 会員は、その年度の会費を年度内に納付しなければならない。

(変更)

第 7 条 この規程を変更しようとするときは、理事会の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 26 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 28 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。